

第5回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

とき 平成24年5月22日（火）
ところ 尼崎市議会棟 第3委員会室

- 1 第4回会議議事要旨の確認について
- 2 協議事項にもとづく意見交換について
- 3 その他について

（添付資料）

- 資料1 第5回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 第4回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）
- 資料3 昨年度の実績と新たな取り組みについて
- 資料4 動物愛護管理寄付金の使途について
- 資料5 動物愛護推進員について

第 5 回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿

【尼崎市動物愛護管理推進協議会委員】

役職名等	氏名
大阪府立大学名誉教授	植村 興
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会副理事長	藤原 軍次
ホームレス猫不妊運動ネットワーク代表	大参 修一
尼崎小動物愛護推進協会員	福井 祐子
一般社団法人尼崎市開業獣医師会代表者	吉川 博敏
市民	阿鹿 麻見子
市民	竹本 真智子
市民	桑畠 和子
市民	三田 一三
尼崎市保健所長	郷司 純子

※団体代表者については代理出席となる場合もあります。

【事務局他】

所属	氏名
健康福祉局保健部長	辻本 正樹
健康福祉局保健部生活衛生課長	宮永 恵三
健康福祉局保健部生活衛生課動物愛護センター所長	大平 和宏
健康福祉局保健部生活衛生課動物愛護担当係長	田原 正規
健康福祉局保健部生活衛生課動物愛護センター技術員	唐澤 万里子

第4回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

1 日 時

平成24年2月7日（火） 午後2時から午後4時20分

2 場 所

兵庫県動物愛護センター愛護館多目的ホール

3 出席者

(1) 委員8名（五十音順 敬称略）

阿鹿麻見子、植村興、桑畠和子、三田一三、竹本眞智子、辻本正樹（代理）、
福井祐子、吉川博敏

(2) 事務局4名

後藤生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、田原生活衛生課動物愛護担当係長、
山崎技術員

4 概 要

- (1) 大参会長が欠席のため三田副会長が議長を務めた。
- (2) 第1回、第2回及び第3回の議事要旨について一部修正のうえ内容を確定し、市ホームページに掲載することとなった。
- (3) 動物愛護管理寄付金の受け入れについて事務局から、次のような説明があった。
 - ・平成24年4月からの受付開始に向け準備を進めている。
 - ・寄附金の使途については次年度、協議会で検討していきたい。
 - ・申込方法については、「寄付申込書」への手書きとなることからインターネットによる寄付は困難である。
- (4) 収容動物の譲渡促進について、次のような議論が行なわれた。
 - ・休日に譲渡会を開催してはどうか。
 - ・収容動物の情報を動物病院や地域の掲示板に掲示してはどうか。
 - ・現実の問題として譲渡されやすい犬もいれば譲渡されにくい犬もいる。どうすればこの譲渡されにくい犬の殺処分数が限りなくゼロになるかを考えるべきである。
 - ・譲渡対象を市内だけでなく伊丹市や宝塚市などにも広げてほしい。
- (5) 動物愛護推進員について、次のような議論が行なわれた。
 - ・動物愛護推進員を、次年度中に公募し委嘱する予定である。
 - ・推進員の意欲が維持できるよう、協議会において推進員の活動内容をしっかり議論すべきである。
 - ・推進員は個人であるが、団体としてまとまった組織を作るのもひとつである。その組織が協議会であってもよいのではないか。

5 内 容

(1) 第1回、第2回及び第3回の議事要旨の確認について

事務局から、「第1回会議の議事要旨（第2回修正案）」、「第2回会議の議事要旨（第1回修正案）」及び、「第3回会議の議事要旨（案）」について一括説明が行われた後、委員から一部修正の意見があったが了承され第1回から第3回までの議事要旨が確定した（※確定した議事要旨は市ホームページに掲載）。また、この時、次のような協議が行われた。

【事務局】

寄付金についてあるが、次年度歳入予算に寄付金の受け入れに関する費目を設定する予定である。

【委 員】

寄付金のたたき台を提示することだったがどうなっているのか。

【事務局】

具体的なところまでは至っていないが急いで進めている。むしろ、頂いた寄附金の使い道をどうするかの方が大きな問題となってくる。

次年度の協議会において委員の皆様に議論していただきたいと考えている。

寄付の受付方法であるが、既存の「寄付申込書」によるものとなることからインターネットでの寄付は難しいと思う。

【委 員】

ホームページに譲渡された犬を記載するのは持ち込みを増やす恐れがあるのではないかという意見があった。また、最近続けて動物愛護センター（以下「センター」という。）に直接犬を持ち込んだ人がいた。

【事務局】

家の近くを放浪していた犬を見つけた方がたまたまセンターからそう遠くない所にいたため、放浪犬として直接犬を連れてきた。市民がセンターに犬を持ち込んでくることは稀ではあるが、近いからという理由と、センターは保健所でもあることから、そこに連れていけばいいと思ったのではないか。

【委 員】

「〇月〇日に収容された犬は譲渡されました」という文言は、ホームページに載せない方がよいのではないか。飼えなくなってもセンターに渡したら何とかしてくれるという変な期待を抱かせてしまうことになるのではないか。

開けることは難しいが、個別の事案に応じて臨機応変には対応している。相手側の都合に合わせて平日でなくとも個別対応することもできる。譲渡はオープンにしている。

【委 員】

ホームページを見ない人は多いと思う。

【委 員】

以前、知り合いが犬の譲渡の希望をしていたことがあり何度か犬を見に行く必要があった。しかし、土日しか子供と一緒に見に行くことができなかつたため、別の所に見に行った。そこには、動物との触れ合いや体験などがあったが、センターもそのような場を設けたらもっと譲渡数が増えるのではないかと思う。

【委 員】

センターにくるのは大変である。市役所の隣の公園とかでできないか。

【委 員】

今の議論は、この10頭を限りなくゼロにするためには土日にセンターを開けるか、他のことをやるかどうかということだが、譲渡されやすい犬とされにくい犬もいるなかで、どのような努力をしたらこの10頭が限りなくゼロになるのだろうか。

【事務局】

収容犬の数は、今後さらに減ると思われる。以前、ダルメシアンが収容されたときはすぐにたくさんの電話があった。しかし、老犬や見た目があまり良くない犬はなかなかもらい手が見つからないというのも現実である。

【委 員】

譲渡会を開いたから数が減るとか、ホームページを見ない人がもらってくれるということよりも、ハンディを抱えた犬をもらってくれるのかどうかという可能性、解決方法を考えた方がよいのではないか。

【委 員】

譲渡会をする意義についてだが、この譲渡された21頭に関してギリギリの状態で譲渡するのか、または余裕を持って譲渡希望者にもらってもらうのかとなると、譲渡希望者の情報を蓄積させて譲渡していく方がいいと思う。

【事務局】

情報発信をしてより多くの人に知ってもらう。パソコン以外の方法でも情報を発

信していければセンターにいる犬の数は減ると思う。しかし、多くの人に見てもらつてもなかなかもらわれない事実もある。例えば、吠えるといった問題点があるが、その問題点を改善すれば誰かがもらってくれるかもしれない。リスクをうまく回避すれば良くなるのではないか。

【委 員】

年配の方でパソコンを使えない人もいる。電柱や社協の掲示板に募集の紙を貼つたらいいのではないか。誰かが見たときに新たな飼い主を探しているのかがわかると思う。できるだけ多くの人の目に触れるようにすることが大切ではないか。

【事務局】

昔、ボランティアの方がポスターを作つて電柱に貼つたことがあったが見つかつたことはほとんどなかった。

【委 員】

回覧板はどうだろう。

【事務局】

回覧板はタイムリーではない。迷い犬であれば元の飼い主を探さないといけない。貰い手を探さないといけない場合、回覧版だけで探すのはあまり意味がない。

【委 員】

限られたマンパワーでやっていくなら、携帯電話などのアクセスでアプローチできるようにするのは可能か。

【事務局】

携帯電話で尼崎市のホームページを見ることはできるようになっている。

【議 長】

本当に犬を飼いたいという人には、回覧板よりも別の方法で探すことができるようする方がいいのではないか。

【事務局】

譲渡制度があることを知らない人もいる。どうすればより多くの人に譲渡制度があることを知つてもらえるかを考えないといけない。ホームページや回覧板などの案が出ているが、もう一步踏み込みこむことができれば良いのだが。

【議 長】

野良猫の活動のように「動物愛護センターはこういうことをやっている」という掲示のほうが有効なのではないか。パッと見て「こういう事をしているのか」と分かるように、掲示板に貼るなりしてより多くの人に知らせた方がいいと思う。

【事務局】

年に2回（3月と8月）、協働推進員を通じて回覧文を回している。3月は狂犬病予防注射の案内と飼育マナーの啓発、8月は狂犬病注射の督促案内と飼育マナーの啓発、譲渡事業の案内を行っている。

【委 員】

チラシのことだが、譲渡先を募集する場合と迷子の場合では、ポスターを貼る先のニーズが違うと思う。動物病院に譲渡のポスターを貼っても案外もらい手がない。既にペットを飼っている人達なので。しかし、迷子のチラシを動物病院に貼ると見つかったという連絡がくる。動物病院には、動物に関心のある人が来るので、譲渡のチラシよりも迷子のチラシを貼ってもらうほうがよいと思う。

【事務局】

例えば、「動物愛護センターにはこういう犬が収容されています。飼い主に心当たりのある方は至急センターまで」という形で、特徴や行方不明の日付を書いたものを動物病院に貼ったらしいということか。

【委 員】

私も、飼い主を募集というチラシを動物病院に2ヶ月間貼ってもらったが申し出はなかった。

【事務局】

「飼い主さん来て下さいね」と迷子のポスターを貼った際に、残った場合はその犬は譲渡対象となると思われる。譲渡対象となった場合はどうしたらいいのか。

経験上、犬が飼い主の元に帰るときは概ね3日程度で見つかっている。何らかの事情がある場合を除けば、ほとんどが3日程度で見つかっている。

1週間経っても飼い主が現れない場合は帰らないと考えられる。その場合は譲渡というイメージになる。

【委 員】

猫も入れると探す期間が長くなってくると思う。1ヶ月ぐらいは探す期間が必要ではないか。

【委 員】

土日にセンターに来ることができないという人がいるが、月に1回の譲渡会を開催することができないか。県レベルでは土日も開いている。

【事務局】

県は定数上交代で勤務することが可能なようであるが、市は4人しかいないので難しい面もある。成犬の収容数は年間約50頭である。約10頭は返還、残りの40頭の譲渡をどうするかであり、土日を開ける必要はないのではないか。

【議 長】

休日のセンター開所については検討してもらったということで、次に進みたい。

【委 員】

譲渡のことで尼崎市内に住んでいる人でないと譲渡ができないとあるが、阪神間を対象とすることはどうか。

【事務局】

隣接したところとして伊丹市や宝塚市などが考えられる。尼崎市はもともと面積が狭いので隣接したところなら可能ではないかと思う。

【委 員】

それを今日決めていただきたい。現在収容されている2匹を市外の方が譲渡を希望しているので。

【事務局】

この場で決めることはできない。あと、現在の譲渡制度は、申し込んだ後に一度自宅の確認を行っている。申し込みをされた時は欲しくても、後日飼えるかどうか自宅に伺った際に気持ちの部分で変化がないかが危惧される。

犬を欲しい気持ちが先走ってしまって、自宅に伺った時、賃貸マンションで飼えなかった事があるので、きちんと説明をしなければならない。

【委 員】

それでもなんとしてでも持つて帰りたいという人はよい飼い主ではない可能性があるので、すぐに譲渡せずに間をもってくれる人がいいと思う。

【事務局】

ここでは、譲渡をどのように広げていくのかという議論をしていかなければならない。

【委 員】

阪神間だけならそれほどの距離ではないのではないか。

【事務局】

犬の収容の状況を見ながら決めないといけない。予想より収容数が減ってきてているのは確かだが、見極めのポイントもあるので、隣接している伊丹市や宝塚市からスタートするとかやり方はいろいろあると思う。

【委 員】

私たちも色々と努力をして、もらい手をやっと見つけた。待ってもらっている。遅れたら多分その話はなくなってしまう。

【委 員】

1つ提案だが、私達も過去に神戸市に住んでいる人に譲渡をしたことがあり慣れているので、私達からの件に関しては伊丹市でも譲渡できるようにとか、何かそういう相手のことをよく知っているということならばよいのではないか。

【事務局】

そういうところが見切り発車になる。悪い話ではないので、体制を整えて考えていく。基本的には、「自分たちのできる範囲で」とそういうイメージを持っている。伊丹市等は県が管轄している。県は市よりも譲渡の条件を厳しく設定しているので、事前に県に説明する必要もある。こちらとしても、少しでも色々とできるようになればいいなという気持ちはある。この場ですぐに出来るとは言えない。

【委 員】

新年度からスタートできるか。

【事務局】

この場で具体的にいつと答えることはできない。なるべく早くしたい。

(3) 動物愛護推進員について

事務局から、「動物愛護推進員」について説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委 員】

私はボランティアで協力しているので名前や電話番号を登録している。何かあつたときに聞いていいかと聞かれた時はどうぞというようにしている。名前等の公開については推進員になった時点で承知してもらってもいいのではないか。

【委 員】

私も個別具体的に募集するのはいいことだと思う。しつけができる人であるとか、トリマーの資格を持っているとか、一時預りをしてもらえる人や、その中で電話番号を公開してもいい人は公開して、センターでの引き取りになる前に相談の窓口になれるような人は電話番号を公開する必要があると思う。個別のニーズによって個人情報の公開は変わってくるのではないかなどと思う。

【事務局】

応募してもやることがなかつたら離れてしまうので、まずは、何をしていくかを決めなければならないと思う。

【委 員】

もちろん、活動内容を決めてから募集した方がいいと思う。ただ最初から広く浅くだと、前提として色んなケースが残ってしまう。トライアルと捉えればいいのかもしれないが、少数精銳でも見本という形がまずあって、(顔写真や個人の住所を載せる必要はないが)、顔の見える組織を市民に見せることによって、推進員はどのようなものなのかをできるだけ知ってもらわないといけない。実績や前例を積み上げていくことで推進員制度というものを知ってもらう。それを重ねていく中で、関わる人がこんなはずではなかったという事は防げると思う。10人からスタートして30人、50人と増えていくような制度でないと続かない。最初から扉を開いて次第に淘汰していくことには反対であるが、自主性にまかせることはありえない。法令に基づいて行うべきであり、協議会という組織の下に推進員が存在するべきと思う。

【委 員】

推進員の活動で無報酬ということはどうか。現在、大学、短大、専門学校で動物介護士等の職業として養成している学校がある。将来これらが国家資格となっていた場合、例えば、推進員が無料でしつけ教室へ講師として参加した場合はバッティングしてしまうのではないか。また、専門性が低くなることが考えられる。このあたりの調整をどうするか。摩擦が起こらないように考えたほうがよい。

2つ目は、愛護推進員自体は個人だが、団体としてまとまった会にして、そこで団体活動をやりながら個人活動もする、そういうシステムを作らないといけないと思う。尼崎市では協議会があるので、その中に置くのも一つ。尼崎市の動物行政の中に登録団体として位置付けるのも一つ。それはちょっと我々が考えて市の助言をもらいながらいい方法を考えていきたい。推進員には大切な役割を担ってもらわないといけないので、モチベーションを欠かさないような形で運営していかないといけない。

【委 員】

どう具体化していくのかを今日決めてほしい。例えば24年度内に決めて25年度から募集をかけるのか。

【事務局】

24年度中には委嘱したい。上半期には整理をしておきたいと考えている。

協議会における分科会のような形での議論を考えている。また、寄付金の用途についても上半期の間に決めておきたい。これも分科会の形になると思う。

【議 長】

それも大切だが、寄付金をどう集めていくのか、どういう構成メンバーでやっていくのかが非常に難しいと思う。4月1日から寄付を集めると言ったが、それと同時にスピードを上げてやっていかないといけない。きっちりして集めるなら、僕は一千万円だと考えている。

【委 員】

次の会議は「寄付金」と「動物愛護推進員」に関して時間を取ってもらえば良い。

【委 員】

譲渡の件だが、信用できる個人やボランティア団体を選別してもらって、ちゃんとした譲渡を制度化してほしい。

尼崎市には団体は無いといわれているが、阪神間の信用できる団体にお願いして譲渡先を広げていくのも必要ではないか。

【事務局】

それに関しては今日の意見を集約させた文章が次の会議で出てくると思う。

そこにどういうものを落とし込むのかという話なのでそれは当然意見が言える機会があると思うので、今慌てなくてもよいと思う。

【事務局】

年4回なので、次年度は5月、8月、11月、2月に開催を考えている。

次回は連休明けの15日か22日を予定している。

【委 員】

阪神間に広げる件については。

【事務局】

市の方で考え、早く結論を出したいと思う。

【委 員】

ホームページの処理のほうは。

【事務局】

それも市で考える。

以 上

昨年度の実績と新たな取り組みについて

1 昨年度の処分数等実績について

(1) 犬について (H24は4月末時点のデータ)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
収容数	224	211	224	122	56	64	5
返還数	16	16	33	12	5	11	0
譲渡数	10	15	17	13	15	35	6
殺処分数	198	181	173	97	35	19	0

(2) ねこについて (H24は4月末時点のデータ)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
収容数	741	699	700	577	597	394	34
返還数	0	0	0	0	4	1	0
譲渡数	1	5	2	11	26	14	4
殺処分数 (4月再掲)	735	705	693	575	561	385	28

2 動物愛護管理寄付金の受付開始について

平成24年4月1日から、「動物の愛護及び管理」に使途を限った寄付金の受付を開始した。

5月15日時点で、「403万5千円(41件)」の申し込みがあった。

3 譲渡対象者の見直しについて

平成24年5月に「動物譲渡実施要領」を一部改正し、譲渡対象者について、次のとおり見直しを行なった。

見直前	・市内に住所を有する者
見直後	・市内に住所を有する者 ・動物愛護センター所長が適當と認める市外に住所を有する者

動物愛護管理寄附金の使途について

1 これまでの経緯等について

(平成 23 年度)

- ・第 3 回協議会において、「今後の動物愛護管理行政のあり方検討会議」からの提言を踏まえた「新たな財源の確保とその使途」について議論を行う。
- ・協議会での議論を踏まえ、市として次年度から、動物の愛護及び管理に関する事業に使途を限定した寄附金の受付を始めることを決める。

(平成 24 年度)

- ・寄付金の受付を開始する(5月 15 日時点で 403 万 5 千円の申し込みがある)。

2 寄付金の使途について

寄付金の使途については、当面、「野良猫不妊手術費用一部助成の積み増し」とし、その他の使途については、協議会での議論を踏まえ、市として検討していく。

〔使途の方向性〕

①犬・ねこの適正飼養に係る普及啓発の取り組み。

②犬・ねこの殺処分数ゼロを目指すための取り組み。

③ねこの問題を解決するための取り組み。

3 作業部会の設置

本日の会議において一定の結論を出すことができなかつた場合は、「設置要綱第6条」の規定に基づき作業部会を設置し、「寄付金の使途」について集中的に議論を行う。

尼崎市動物愛護管理推進協議会設置要綱（抜粋）

第1条～ (略)

第6条 協議会には作業部会を置くことができる。

第7条 (略)

(1) 日 時

平成24年6月下旬及び7月下旬頃（計2回）

(2) 場 所

未定（動物愛護センターほか）

(3) メンバー

協議会の委員（参加可能な委員）

(4) 報償費

なし

(5) 会議録

議事の概要（要点）のみとし、個々の発言録等は作成しない。

また、ホームページでの公開も行わない。

動物愛護推進員について

1 基本的な考え方について

(1) 委嘱等

- ・動物愛護推進員（以下「推進員」という。）は公募とする。
- ・推進員は尼崎市内に居住し、動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意を有する20歳以上の者の中から市長が委嘱する。

(2) 委嘱期間

- ・委嘱期間は2年間とする（ただし再任を妨げない）。

(3) 活動内容

〔啓発活動〕

- ・犬・ねこの適正飼養に関する啓発活動 など

〔相談活動〕

- ・犬・ねこの飼い方等に関する相談対応
- ・継続飼養が困難となった飼い犬・飼いねこの譲渡者探しの協力
- ・動物愛護センターに収容された犬・ねこの譲渡者探しの協力
- ・一時的に飼養が困難となった飼い犬・飼いねこの一時預かり
- ・迷子となった飼い犬・飼いねこの捜索協力 など

〔野良猫対策活動〕

- ・野良猫の不妊手術活動の支援 など

(4) 遵守事項

- ・公共の秩序に反した行為を行わないこと。
- ・推進員には公務員に準ずるような職務資格がないことから、施設等への立入調査や監視指導、措置命令などの権限がないことを理解し遵守すること。

(5) 解任

- ・推進員が上記遵守事項に反した場合、市長はこれを解任することができる。

(6) 報告

- ・推進員は活動実績を市に、隨時報告しなければならない。

(7) 研修会

- ・推進員は、活動に必要な知識等を習得するとともに、推進員相互の交流と技術研鑽を図るため、市が年に一度開催する「研修会」に参加しなければならない。

(8) 報酬

- ・活動に対する報償費や交通費など諸経費は支給しないものとする。

2 推進員活動のイメージ図

イメージ案1：動物愛護センターが推進員への取次ぎを行う場合

イメージ案2：動物愛護センターが推進員への取次ぎを行わない場合

3 検討事項

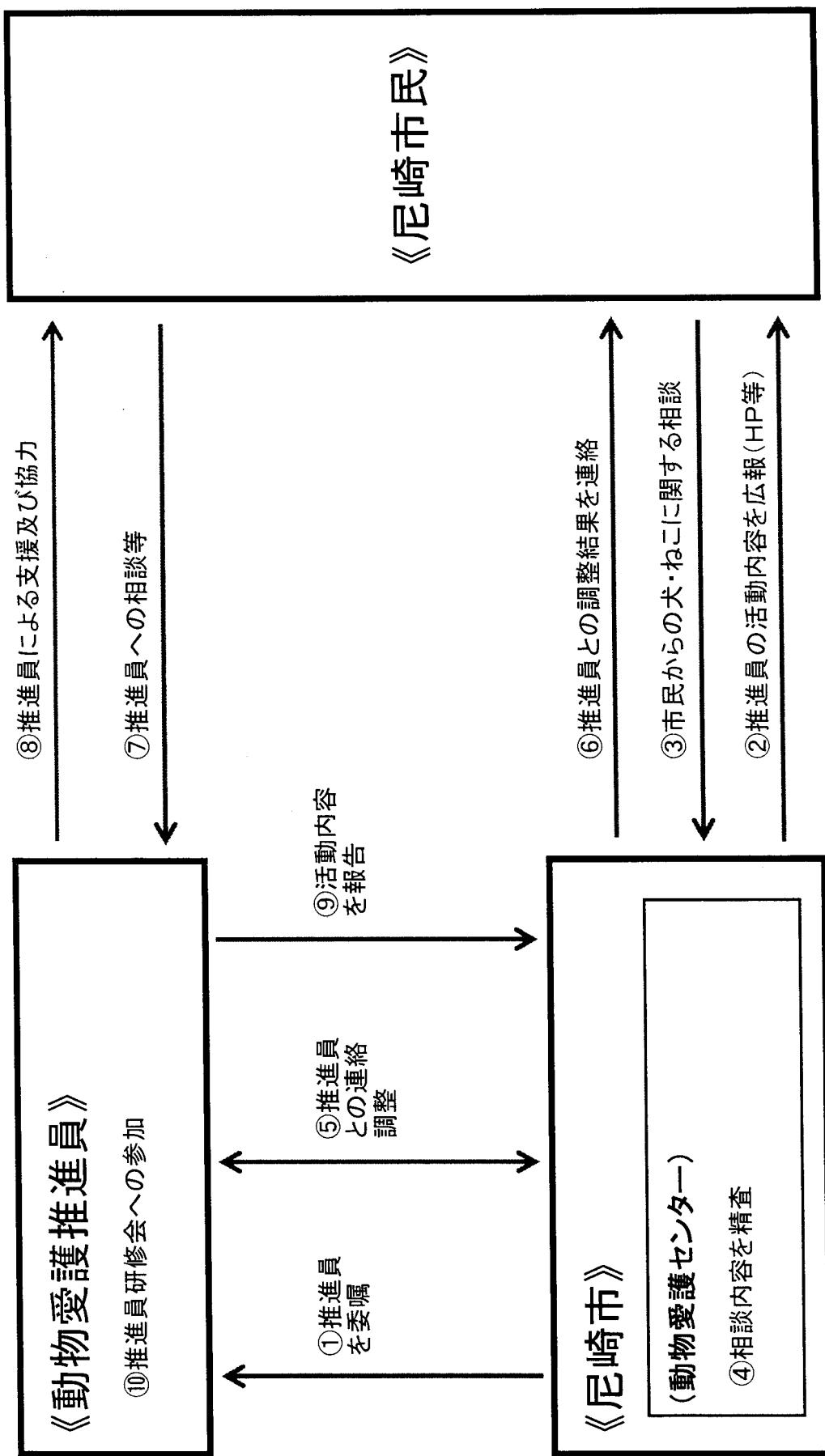
(1) 推進員の活動内容

上記1-(3)参照

(2) 推進員への連絡方法

市民からの相談を動物愛護センターが取り次ぐのか、それとも推進員の氏名等を事前に公表し、市民が推進員に直接連絡するのか。

推進員活動のイメージ図(案1)



推進員活動のイメージ図(案2)

